

○泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局設置条例

令和7年3月27日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号

(事務局の設置)

第1条 管理者の権限に属する事務を処理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づく内部組織として、組合に事務局を置く。

2 事務局は、泉佐野市田尻町清掃施設組合同規約第3条に規定する事務を処理する。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月30日泉佐野市田尻町清掃施設組合同規約第6号)

この条例は、公布の日から施行する。